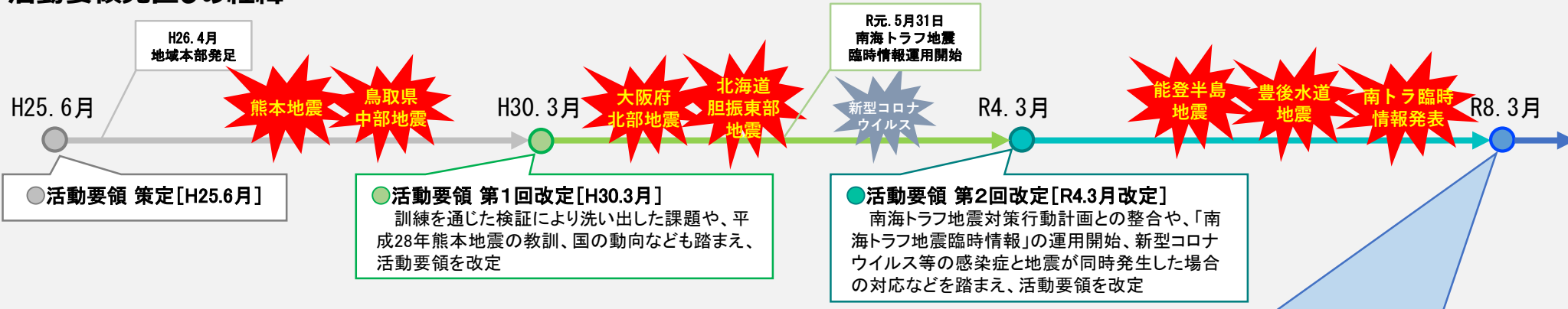


「高知県南海トラフ地震応急対策活動要領改定（R8.3）」の概要

高知県南海トラフ地震応急対策活動要領について

南海トラフ地震発生後の災害対策本部・支部の業務や、各所属の業務継続の視点を踏まえた応急対策業務のあり方、被災下の参集方法など職員がとるべき行動についてタイムライン（時系列の行動計画表）を定め、すべての職員があらかじめ十分に理解することで、来るべき南海トラフ地震に県庁組織として備えるために策定したもので（平成25年6月策定）。各訓練を通じた検証により洗い出した課題や、過去の災害の教訓、国の動向なども踏まえ、平成30年3月及び令和4年3月に続き、令和8年3月に改定するもの。

活動要領見直しの経緯



●今回の活動要領改定について（第3回改定 [R8.3月改定]）

【改定の必要性】

- 前回の改定から約4年が経過し、地域防災計画などの各計画との整合や、制度開始以降初めて発令された「南海トラフ地震臨時情報」への対応の教訓や課題の整理、「能登半島地震」や「豊後水道地震（県内最大震度：震度6弱）」の教訓などを踏まえた、活動要領の改定が必要である。
- 庁内組織の改編を踏まえ、各部署の応急対策活動の整理が必要である。

【改定ポイント】

- ①県地域防災計画（令和7年2月修正）、第6期南海トラフ地震対策行動計画（R7.3月策定）など、**各種計画や災害対策本部事務局運営マニュアルとの整合** [第2編]
- ②「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」の発表における災害対策本部や各部署の活動実績や、県が開催した「南海トラフ地震臨時情報に関する職員研修」において各部署が作成したToDoリストを踏まえた**「南海トラフ地震臨時情報」発表時における防災対応の見直し（関係機関との連絡体制の確保、後発地震に備えた動き等）** [第1編]
- ③令和6年能登半島地震等の**過去の災害の教訓を踏まえた見直し（医療・福祉部門における応急対応の明確化、孤立地域での情報収集及び物資輸送等）** [第2編]
- ④災害対策基本法等の改正や、新たに施行された「南海トラフ地震における応急対策職員派遣制度アクションプラン」等の**国の動向を踏まえた見直し（応援職員の受入等）** [第1・2編]
- ⑤災害対策本部事務局等震災対策訓練等の**訓練を通じた検証結果に基づき、災害対策本部事務局の応急対策業務の見直し（各フェーズ毎の応急業務の見直し等）** [第2編]
- ⑥**「現地災害対策本部」の設置に関する条項の追加** [第2編]
- ⑦新たに公表された「令和7年度 [高知県版] 南海トラフ地震による最大クラスの震度分布・津波浸水予測」を踏まえた、**被害想定の見直し（震度分布予測図等）** [第1編]